【別表1】

（一社）徳島県サッカー協会　旅費・日当等経理処理に関する基準要項

2024/11/1～

科目	内容		証憑書類の整備	備考
1 会議費	会議日当	一律・・・￥1,000	個人領収証・・・事務総長に提出	領収証は協会専用のものとし氏名を自筆で記入・捺印又はサイン。 （一覧表でも可）
	徳島育ち推進委員会	旅費一律￥1,000のみ		
交通費	3普通旅費に準ずる			
2 業務費	協会業務日当	1時間￥1,000		
交通費	「給与規程」の別表1に準ずる			
	①片道2キロ未満	支給なし		
	②片道2キロ～5キロ未満	月額　￥1,000		
	③片道5キロ～10キロ未満	月額　￥2,000		
	④片道10キロ～15キロ未満	月額　￥3,000		
	⑤片道15キロ～20キロ未満	月額　￥4,000		
	⑥片道20キロ～25キロ未満	月額　￥5,000		
	⑦片道25キロ～30キロ未満	月額　￥6,000		
	⑧片道30キロ～35キロ未満	月額　￥7,000		
	⑨片道35キロ～40キロ未満	月額　￥8,000		
	⑩片道40キロ以上	月額　￥10,000		
3 普通旅費	（県内）			
	①片道2キロ未満	支給なし		領収証は協会専用のものとし氏名を自筆で記入・捺印又はサイン。 （一覧表でも可） 公共交通機関以外での出張等の交通費 燃料代（キロ25円） 有料道路料金（実費） 駐車料金（実費）
	②片道2キロ～5キロ未満	¥200	個人領収証・・・事務総長に提出	
	③片道5キロ～10キロ未満 （応神、石井、小松島）	¥500		
	④片道10キロ～15キロ未満 （石井）	¥700		
	⑤片道15キロ～20キロ未満 （鴨島、板野、鳴門）	¥1,000		
	⑥片道20キロ～25キロ未満 （阿南、川島）	¥1,200		
	⑦片道25キロ～30キロ未満	¥1,500		
	⑧片道30キロ～35キロ未満 （山川）	¥1,700		
	⑨片道35キロ～40キロ未満 （穴吹）	¥2,000		
	⑩片道40キロ～45キロ未満	¥2,200		
	⑪片道45キロ～50キロ未満 （貞光）	¥2,500		
	⑫片道50キロ～55キロ未満 （美波）	¥2,700		
	⑬片道55キロ以上 （三加茂、池田） ※一律1,000円も可とする	¥3,000		
	⑭宿泊費	実費支給	宿泊費は旅行代理店又は宿舎発行の領収証	
	（県外）			
	①JR等利用 （片道100キロを超える場合は特急料金支給）	実費支給		
	②航空機利用	実費支給		
	③宿泊費	実費支給		
	④駐車場代	実費支給	駐車場管理者の発行する領収証	
4 通信費	①協会業務用携帯電話代（5台）	一律（1ヶ月）3,000円	個人領収証・・・事務総長に提出	領収証は協会専用のものとし氏名を自筆で記入・捺印又はサイン。
5 広告料	上限	¥50,000	広告募集主の領収証及び明細書	